

# しのはら歴史便り

篠原地区歴史同好会／浜風会会報 No.5

## 善光寺如来

浜風会顧問 山下孝

(浜松市史蹟顕彰会専門委員)

善光寺の本尊、阿彌陀如来は「一光三尊」の型式で顕されている。一光三尊とは一つの光背に如来と脇侍の菩薩の三尊が納まっている形である。法隆寺の本尊、釈迦如来が、この型式で飛鳥古代仏にみられる。もともと中国の北魏の型式で、それらが朝鮮半島を経て日本に伝わったことがわかり、仏教伝来の経路もたどられるというもの。

仏教伝来のころ、大和では排仏の中心勢力は物部氏で崇仏の蘇我、聖徳太子派との争いが繰り返されていた。

物部の廃仏毀釈はさまざま、多くの仏像が難波の海に棄てられたという。あるとき上司の供として、京に上った信濃の本多善光が、難波の海辺の波間から金色の仏像を救い上げ、それを背負い、山路を信濃へと運んだ。臼の上に安置し祀ったとしたのが場所を座光といい、善光の名をとり、善光寺の起源という。のち長野に移して、この伊那路の寺を元善光寺と呼び、今日に至っている。・・・といった善光寺縁起や絵巻に描かれている話はご存知のとおりである。

ところが、この善光寺如来が戦国期から近世初めにかけて四十数年間、信濃を離れ、各地を転々としていたという事実はあまり知られていない。ましてその地の一つが浜松の鴨江寺であることは殆ど知られていないのではないか。流転のはじまりは川中島合戦。上杉謙信は春日山城下に、武田信玄は甲州へ迎え、甲府善光寺は永禄八年(一五六四)三月に金堂落慶入仏供養が行われている。

武田滅亡の天正十年(一五八二)織田信長の長男、信忠は善光寺如来を岐阜に移した。岐阜善光寺である。ところが織田信長、信忠父子はその三ヶ月後六月に本能寺で果てた。



善光寺如来は弟の信雄が清須毎日寺へ迎えていたが、徳川家康は自分の手元に置くことと信雄と交渉し、天正十一年六月、浜松の鴨江寺に奉った。しかし五カ月の後、如来が家康の夢枕に立ち、甲府に帰すようというので、甲府善光寺へ戻されたという。

しかし慶長二年(一五九七)に至って、豊臣

秀吉が善光寺如来を京都に迎える。建立中の方広寺大仏が地震で倒壊したため、善光寺如来を大仏に替えようとしたのである。けれどもこの頃から秀吉の健康は優れず、慶長三年八月五日には徳川家康、前田利家ら五大老宛の遺言状を書くまでになってしまふ。周囲の人々が善光寺如来は信州へ還すようにと勧め、秀吉が霊夢を見たとして急遽信濃へ送り返すこととなった。かくて長野善光寺への四十数年ぶりの帰還となった。というわけである。

善光寺如来が浜松に・・・という話は私が信濃国分寺の講座かどこかで余談で語ったと思うのだが・・・そして一度詳しく調べてみたいが時間が無いので、どなたか・・・と。

五月末に浜松市中央図書館、郷土資料室の鈴木先生にお会いした時。このことを尋ねたら「近頃二、三度電話での問合せがあったので、関係資料を揃えておいたよ」ということでした。どなたか調べられてまとめていただければありがたい。

これだけのことで歴史の糸口がいっぱいみえてくる。とてもやりおおせない。だから面白いのである。

(特別に寄稿いただきました)

### 浜風会会報 第5号(本号)の項目

- 2頁：西神明神社 篠原町
- 3頁：村入用について／文政期の篠原村
- 4頁：農民と近世の村

# 西神明神社 篠原町

祭神 天照大御神 豊受大御神  
 創建 建暦二年九月十七日（鎌倉時代）  
 参考 明治四十三年神饌幣帛料供進の指定  
 昭和六年郷社に被列  
 宮司 鈴木羊司

## 一. 由緒

当神社八南八遠州灘二面シ西八遠津淡海ノ  
 高丘二鎮祀アラセラレタル湖辺神社ニシテ篠  
 原湖岸ヲ湖辺津ト云フ  
 人皇六十一代朱雀天皇天慶三年八月朝廷ヨ

リ伊勢皇大神宮神戸ニ篠原ヲ以テ奉リ又伊勢  
 神鳳鈔ニ曰ク篠原神戸九町三段是ナリ依テ茲  
 二天照皇大神宮ヲ御鎮座アラセラレタルナリ  
 注釈

伊勢神鳳鈔—伊勢神宮の御領である諸國の神戸・御  
 厨・御園・神田等を各別記した書物。

神戸—神社領の民戸として、その属する神社に租・  
 庸・調を納める神社付近の農民

租・庸調—租は田畝收穫の一部を官に納める租税、  
 庸は労役、調は綿や綿等その土地の産物を納める。

## 二. 勧請

ある説によれば、源頼朝が平家を滅ぼした戦  
 勝祝に篠原九町三段を神戸として伊勢神宮に  
 寄進したとある。いずれにしても篠原が神戸だ  
 ったので、伊勢神宮の祭神の分霊を勧請し、遷  
 座鎮祭したのだろう。

篠原地区の各神社の創建は、鎌倉時代以降で  
 ある。鎌倉時代には、伊勢参りの風習が生まれ  
 た。また熊野神社は、参詣者の長い行列を「蟻  
 の熊野詣」と言われるほど熊野信仰が盛んにな  
 った。室町時代になると、各国に設置された守  
 護は勢力を強め守護大名となり更に戦国大名  
 へと代わっていった。この大名による領国制に  
 より、村に自治組織ができていった。また農業  
 技術が進み、生産が上がり生活も安定していっ  
 た。こうした状況の中で、名神といわれる神社  
 の祭神の分霊が、各地の守護神として勧請され  
 神社が建てられていった。

## 三. 神社（氏神様）

古代の人々は、天候などの気象条件や、海山  
 の自然を司るのは、人智を超えた力をもつ神  
 の存在を信じ神を祭ってきた。弥生時代にな  
 り稲作が始まると、日照には雨乞いを、雨続  
 きには止雨を神に祈った。春の始めの豊作祈  
 願、秋には豊かな稔りへの感謝の祭りをして  
 きた。こうした祭りは現代にも引継がれてい  
 る。人々は自然発生的に神を祭ってきた。ま  
 た各地方で自らの祖先を祭る氏神信仰が伝  
 統的であった。こうして津々浦々に神社が建  
 てられている。その成立事情をみると、次の  
 二つの理念型に分けられる。

### ① 産土型神社

産土神は、産まれた土地を守護する神の意  
 味で、原日本人が日本列島に居住し、集団で  
 祭った神が、産土神の原型とされる。この産  
 土神は、元来祖先神を祭る血縁集団の氏族や  
 地縁の共同体の村人が共同で祭る神である。  
 これは、もともと血縁的集団で祭った神を、  
 地域的共同体で祭るようになっていった経  
 緯を考えれば、氏神型の神社と呼んでよい。

### ② 勧請型神社

勧請とは、ある神社の祭神の御魂（分霊）  
 を遠隔の地に遷し鎮め祭ることをいう。  
 よく知られるのは、九州の宇佐八幡宮を京  
 都の石清水八幡宮へ、さらに鎌倉八幡宮へ勧  
 請した例がある。鎌倉幕府御家人の武士たち  
 は、源氏守護社としての八幡宮を奉じて自分  
 たちの領地に守護神として八幡宮を建てた。  
 熊野、春日、稻荷、天満宮などが各地に勧請  
 されたことは有名である。

## 四. 伊勢神宮

皇祖の天照大御神は、皇孫瓊瓊杵尊降臨に  
 際し、天壤無窮の神勅と御鏡を授けた。御鏡は  
 皇居内に祭られた。崇神天皇のとき大和笠縫邑  
 に、八十七年後垂仁天皇のとき現在地に内宮を  
 造営した。外宮は、雄略天皇のとき丹波国真名  
 井原から現在地に遷座した。それは内宮遷座か  
 ら五百年後と伝えられる。穀物の神。

# 村入用について

## 文政期の篠原村入用の状況

村入用と言っているのは、領主に上納する年貢とは別の形での農民負担であった。

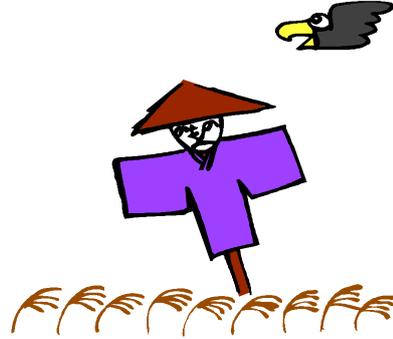
△は、村役人を主体とした村政の推進と△の維持、あるいは運営を図るために、一定の財政制度を必要とした。この行政財費である村費を村入用と称したのである。

村入用の支出項目は村役人給、出張費、村役所で使用する筆、紙、墨、燈油、薪炭などの消耗品、年貢上納に要する費用、幕府などの御用を遂行するための費用である。

村入用の徴収については、篠原村では村人の田畑の持高を基準にした高割であった。

## 入用帳より（浜松市立博物館紹介）

鈴木七兵衛家文書の中に五通の入用帳があるので、その中から二つをとりあげ別表のよう



「郡中割」とは敷知郡の村々が役所へ上納する負担金のことである。

「御回米入用」は江戸や駿府に城米を輸送する経費のことである。

「諸勸化旅人へ」という項目があるのは、特定の社寺に所属し、村々へやってくる御使に対するものであったと思える。

支出の額は村役人の給金のほかは一定していない。その年の米の値段の違い、銭と金の換算の比率の違い、あるいは回米の量の違いなどが影響しているものと考えられる。従って村人一人あたりの負担額が年によって違が出てきたのである。

文政三年（一

年度	文政 3 年 (1820)	文政 7 年 (1824)
支出		
定使給米	5石1斗7升6合 此銭22貫643文 但 1升二付42文	5石1斗7升6合 此銭34貫506文 但 1升二付64文
天竜馬込船賃	銭2貫50文	銭2貫50文
郡中割	金6兩 永171文2分	金5兩2分 永103文
新居駅助郷役船入用		銭7貫524文
中泉宿払	銭16貫748文	銭19貫272文
筆墨紙代	銭10貫148文	銭14貫532文
舞坂宿払	銭14貫672文	銭16貫616文
蠟燭代	銭4貫348文	銭8貫848文
御回米入用	銭50貫176文	銭57貫500文
諸勸化旅人へ		銭11貫225文
名主給金(2人)	金7兩2分	金7兩2分
組頭給金(2人)	金2兩2分	金2兩2分
合計	銭229貫144文 但 金1兩二付 銭6貫605文	銭282貫80文 但 金一兩二付 7貫50文
村高	1,294石	1,354石
割当	一石二付 174文	一石二付 208文

八二〇の負担額をみると、この年の村高は一、二九四石で、一石あたり銭一七四文を割り当て、合計で銭二二九貫一四四文(但金一兩二付銭六貫六〇五文となっている。四四二人(寺院八も含む)の名前と額(最高四貫一四〇文、最低一文)が示されているが、村外の人のことははっきりしない。

# 農民と近世の村

明治初期における坪井村の世帯別職業を調査したところ、殆ど全世帯が農業であることが判った。大正、昭和に入っても、この傾向は続いた。「百姓は生かさず、殺さず」が徳川幕府の農民政策であった。封建時代、農民はどのように生活を強いられたのか、資料に基づき探求してみた。

## 農民の支配

封建時代においては、武士の次に農民が位置していた。士・農・工・商の序列であった。これは武士にとって、生活を維持するための手段で、農民から取上げる年貢が必要だったからに過ぎない。

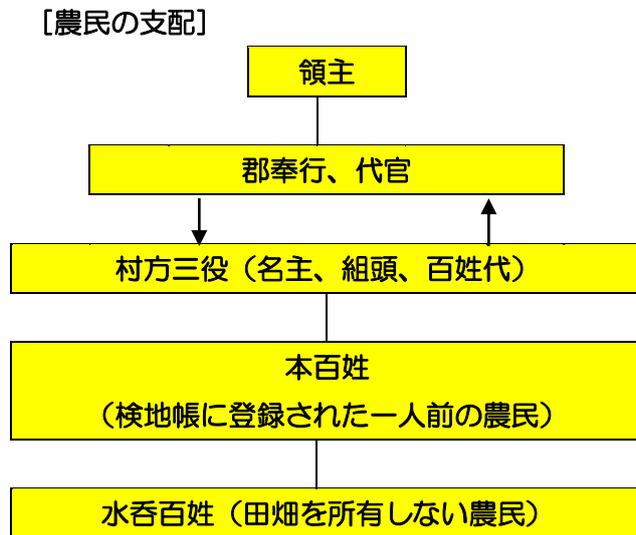
支配は村単位になっていた。天領(幕府の直轄の土地)の場合は郡代や代官が、又、藩の場合は、郡奉行や代官が支配した。

太閤検知一秀吉が天正十年(一五八二)から慶長三年(一五九八)までの十六年間に全国的に耕地と農民の実態を調査した一によって村の行政区割りが決まり、「村」が一位となって、農業生産の向上、年貢の徴収がなされた。

村の農業生産と年貢の納入は、村民全体の共同責任であったから、村民の結束はそれだけ強固であった。(五人組条例を参照された

い)それだけに排他的傾向があり、他からの流入者は警戒された。

村は「村方三役」と呼ばれる村役人によって運営された。農民の支配は次の図による。



## 名主の役割

名主とは今でいう村長のことである。一、村宛に決められた年貢を、一人一人割り当てる。

- 一、年貢の納入に立会い。
- 一、村の戸籍、宗門調べ一人別帳一宗門改調などの作成。
- 一、村の土木工事の施工。

- 一、土地の売買や質入一証文などの捺印
- 一、農民の訴え一訴訟文など書類の検閲
- 一、お触書、廻し状などを伝える。
- 一、村の掟の作成

以上が主な役目である。

## その他の役割

名主の仕事を補佐するのが「組頭」で、その「組頭」を監視する役目が「百姓代」である。「本百姓」は検地帳の上で田畑や屋敷を持つことを許され、領主に年貢を収める義務を負わされた百姓のことである。

その下には耕地を持たず、小作人といって「本百姓」の下で労働を提供する「水呑百姓」がいた。(日本歴史古文書研究会より引用)

以上が「本百姓」を中心とした村内の封建秩序を維持する農民支配の縦の関係である。

## 村単位で自治制

を認められた「村の仕組」はこうなっていたのだろうか。或いは検地が行われていて、年貢はどのように納められていたのだろうか。これらは別の機会に譲ることとする。

浜風会会報第5号  
浜松市篠原公民館同好会浜風会  
(篠原地区郷土の歴史を学ぶ会)  
編集委員 鈴木清 鈴木義雄  
          中山清 山下勝彦  
発行責任者 袴田亘一  
発行平成16年7月1日  
連絡先: 篠原公民館気付  
TEL053-448-7859